虐待防止のための指針

（虐待の防止に関する基本的考え方）

1．株式会社エイドネットワーク（以下、「会社」という。）が運営する事業所においては、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」、「児童虐待防止法」に基づき、高齢者および障害者ならびに児童（以下、「利用者」という。）が尊厳をもって自分らしい生活を送れるよう、利用者虐待の防止とともに、利用者虐待の早期発見・早期対応に努め、利用者虐待に該当する次の行為のいずれも行わないものとする。

身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、または生じる惧れのある暴力を加えること。
放棄・放任	利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすることまたは利用者にわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

（虐待防止のための体制）

2．前項に基づき、虐待の防止のための対策を検討するため、社内に「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を置く。

二　委員会は別に定める「虐待防止委員会および身体的拘束等適正化委員会運営規則」によりその体制、内容等を定めるものする。

（虐待防止のための職員研修に関する基本方針）

3．職員に対する虐待の防止のための研修を定期的および新規採用時に実施し、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発し、虐待の防止の徹底を図る。

二　研修の実施内容等については委員会にて決定する。

（虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針）

4．虐待等（その疑いを含む。以下に同じ。）が発生した場合には、速やかに市町に通報す

るとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処するものとする。

二　当該利用者の生命または身体に重大な危険が生じている場合等、緊急性の高い事案の場合には、市町および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

三　職員は、前二項による通報（虚偽であるものおよび過失によるものを除く）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

（虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項）

５．苦情相談窓口等を通じて虐待等に係る相談や職員からの相談、職員が他の職員による利用者への虐待等を発見した場合には、管理者に報告するものとし、その具体的対応については「虐待防止に係る規則」に定める。虐待者が管理者本人で合った場合には。他の上席者等に相談する。

二　管理者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理し記録する。

三　事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求めるとともに、担当役員に報告し就業規則等に則り必要な措置を講ずる。

四　上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談する。

五　事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案の発生要因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成、職員に周知する。

（政権後見制度の利用支援に関する事項）

６．利用者虐待の防止および虐待を受けた利用者の保護、財産上の不当取引による被害防止・救済を図るため、利用者またはその家族等に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

７．苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者等の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

８．職員および利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるよう、会社のホームページに掲載する。

（その他の虐待の防止の推進のための必要な事項）

９．本指針３．に定める研修会の他、外部研修等にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図るものとする。

令和　４年　２月１０日　作成
令和　６年　９月２４日　改定